

**奈良県告示第百七十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
香芝市尼寺（○○一）土石流警戒区 域	香芝市尼寺（○○一）土石流警戒区 域	奈良県高田土木事務所 並びに香芝市役所土木 課及び王寺町役場土木 課
香芝市関屋北（○○一）土石流警戒 区域	香芝市関屋北（○○一）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり
香芝市関屋北（○○一）土石流警戒 区域	香芝市関屋北（○○一）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり
香芝市関屋北（○○四）土石流警戒 区域	香芝市関屋北（○○三）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり
香芝市関屋北（○○五）土石流警戒 区域	香芝市関屋北（○○四）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり
奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課





香芝市穴虫（〇一二）土石流警戒区 域	香芝市穴虫（〇一三）土石流警戒区 域	香芝市穴虫（〇一四）土石流警戒区 域	香芝市畠（〇〇一）土石流警戒区域	香芝市畠（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課						
香芝市畠（〇〇三）土石流警戒区域	香芝市穴虫（〇一三）土石流警戒区 域	香芝市穴虫（〇一四）土石流警戒区 域	香芝市畠（〇〇一）土石流警戒区域	香芝市畠（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課						
次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	課	課	課	課	課	課	課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課
奈良県高田土木事務所	課	課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課	課	課	課	課	課	課	課	奈良県高田土木事務所 及び香芝市役所土木課



「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。